

2026年2月12日

全終協による入会審査基準とは ⑨

いざというときに頼れる身寄りがない方に向けたサービスを提供する事業者の、日本初の業界団体である「一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会」（略称：全終協）が、2024年6月に国が発出した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をベースにしつつ、全終協の正会員となるために必要とされる「入会審査基準」のうち、今回は11点目「利益相反について」を解説いたします。

高齢者等終身サポート事業は、利用者の人生の後半戦から亡くなった後に至るまで、終身にわたる大切な意思決定に深く関わるサポートサービスです。場合によっては、利用者本人が適切な判断が困難な状況のときに、その後の利用者の生活にとって非常に重要な決断を支援することになります。その際には、当然に事前の利用者本人との意思疎通を通じて、利用者ご本人の尊厳がどこにあり、どんな生き方・死に方を希望しているのかということ聞き取り・記録していることが重要です。そうした意思の推定材料をもとに、利用者本人の尊厳を守り希望を実現するために、どこまでも本人側に立って意思決定支援をするということが大原則です。



一方で、高齢者等終身サポート事業は、公的制度ではなく完全なる民間事業ですから、事業者としては適切な収益を獲得しなければ事業を継続することが困難となり、結果として利用者ご本人の亡くなった後までを伴走することができなくなる可能性があります。

高齢者等終身サポート事業者が、事業継続のためにどこで収益をあげているのかということを知ることも重要です。利用者負担の利用料なのか、寄附金収入なのか、別の事業を営む企業からの紹介手数料なのか、終身サポート事業者が別に本業を持っているのか……など。どれも一概に悪いとは言えませんが、その構造を理解しておく必要はあります。

そして、終身サポート事業が人の生涯に伴走し、意思決定に深く関わるサービスだからこそ、事業者と利用者との間で「利益相反」となる場面が、どの事業にも必ず起こり得るリスクがあることも認識しておかなければなりません。事業者としてどんな場面で「利益相反」が生じるリスクがあり、それが不適切な状況にならないためにどんな対応をしているのか、この体制整備が事業者にとって重要となります。

そこで全終協としては、以下の6点において「利益相反」の注意喚起を行っており、利用者との間で不適切な利益相反関係を生じさせないための体制整備を促しています。

- (1) 事業者のうち寄附に関する特別の要件を満たし、前記「相互扶助型」として登録する場合で、死因贈与、遺贈寄附等の方法の如何を問わず、利用者又は利用者の親族から寄附等を受ける場合（関係する法人・団体等が、利用者又は利用者の親族から寄附等を受け取る場合を含む）

- (2) 前項における「相互扶助型」の事業者（関係する法人・団体等を含む）が、寄附等の申し出を行った利用者の遺言作成、遺言執行に関する支援を行う場合
- (3) 利用者が、施設や住まい等に関する契約を締結する場合において、事業者及び事業者の関連法人・団体等が、当該施設等を運営している場合
- (4) 事業者が、任意後見受任者を兼任する場合
- (5) 事業者が、病院や介護施設から利用者の紹介を受けている場合であって、利用者本人の意向よりも、病院や介護施設の意向を優先した対応をする可能性があると考えられる場合
- (6) その他、事業者が利用者の意思決定に関与する状況で、事業者の高齢者等終身サポート事業以外に営む事業又は事業者の関連する法人・団体等が営む事業の利用契約を利用者が締結する場合において、（1）ないし（4）に準ずるような利益相反が生じる可能性がある場合

次回は、最後の 12 点目「死亡届について」を解説します。